

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊勢市長

## 公表日

令和5年1月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による福祉サービス等の支給及び費用の徴収及び国手当の支給に関する事務。なお、各事務にかかる給付費等の支給に当たっては公金受取口座を利用する。
③システムの名称	1. 障害者総合福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害児通所支援対象者ファイル、2. 福祉サービス対象者ファイル、3. 国手当対象者ファイル、4. 地域生活支援対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第8、12、34、47、84項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、12、25、38、60条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第4、20、37、38
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、56-2、57、85、87、108、109、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、13の2、14、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2の2、59の4条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3、59の4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢・障がい福祉課
②所属長の役職名	高齢・障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 高齢・障がい福祉課 電話:0596-21-5558

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の第8、12、34、47、84項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、12、25、38、60条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の第8、12、34、47、84項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、12、25、38、60条</li> <li>伊勢市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで</li> </ul>	事後	
平成29年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、26、53、56-2、57、67、68、69、87、108、109、110、116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、11、12、14、19、27、30、31、38、44条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、26、53、56-2、57、67、68、69、87、108、109、110、116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、11、12、14、19、27、30、31、38、38-2、44条</li> </ul>	事後	
平成29年10月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高年齢・障がい福祉課長 中村 富美	高年齢・障がい福祉課長 中居 渉	事後	人事異動に伴う変更
平成30年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、26、53、56-2、57、67、68、69、87、108、109、110、116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、11、12、14、19、27、30、31、38、38-2、44条</li> </ul>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項 別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、56-2、57、85、87、108、109、116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、14、13の2、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、53、66、67、68、85、108、109、110の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、37、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属の役職名	健康福祉部高齢・障がい福祉課 高齢・障がい福祉課長 中居 涉	健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉課長	事後	機構改革による課名変更
平成30年6月7日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 高齢・障がい福祉課 電話:0596-21-5558	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	事後	機構改革による課名変更
令和1年6月18日	IV リスク対策		項目の追加	事後	
令和2年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、56-2、57、85、87、108、109、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、14、13の2、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、56-2、57、85、87、108、109、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、13の2、14、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2の2条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条	事後	
令和2年11月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	事後	
令和2年11月30日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人がいつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 平成26年10月31日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年6月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施に伴う変更
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施に伴う変更
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属の役職名	健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉課長	健康福祉部高齢・障がい福祉課 高齢・障がい福祉課長	事後	機構改革による課名変更
令和3年8月31日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 障がい福祉課 電話:0596-21-5558	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 高齢・障がい福祉課 電話:0596-21-5558	事後	機構改革による課名変更
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による福祉サービス等の支給及び費用の徴収及び国手当の支給に関する事務。	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による福祉サービス等の支給及び費用の徴収及び国手当の支給に関する事務。なお、各事務にかかる給付費等の支給に当たっては公金受取口座を利用する。	事前	公金受取口座利用開始に当たり具体的な事務を明記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の第8、12、34、47、84項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、12、25、38、60条</li> <li>・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の第8、12、34、47、84項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、12、25、38、60条</li> <li>・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第4、20、37、38、44号</li> </ul>	事前	公金受取口座利用開始に当たり関係法令を追加
令和5年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、56-2、57、85、87、108、109、116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、13の2、14、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2の2条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条</li> </ul>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、10の2、11の2、12、13の2、14、19、30、31、43の3の2、44、55、55の2、59の2の2、59の4条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3、59の4条</li> </ul>	事前	公金受取口座利用開始に当たり関係法令を追加